



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年9月14日金曜日 第1896号

◇ 目 次 ◇

石鎚国定公園の公園事業の一部決定.....	974
医師の指定.....	974
指定医師の所在地の変更.....	974
指定医師の辞退の届出.....	975
指定自立支援医療機関の指定.....	975
指定自立支援医療機関の辞退.....	975
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	975
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	976
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	976
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(3件).....	976
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(3件).....	977
道路の区域変更(県道北条玉川線).....	977
道路の区域変更(一般国道317号).....	977
道路の区域変更(県道大洲野村線).....	977
道路の供用開始(").....	978
道路の区域変更(県道小田河辺大洲線).....	978
道路の供用開始(県道大洲野村線).....	978
道路の区域変更(県道久万中山線).....	978
道路の供用開始(").....	979
道路の区域変更(県道後柿之浦線).....	979
道路の供用開始(").....	979
開発行為に関する工事の完了.....	979

公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者..... 980

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表(3件)..... 980

告 示

○愛媛県告示第1471号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第7条第4項の規定に基づき、石鎚国定公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

この公園事業の位置を表示した図面は、愛媛県庁及び久万高原町役場に備え付けて供覧する。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

公園事業の名称及び種類	事業地
鉄砲石川野営場(野営場)	愛媛県上浮穴郡久万高原町(面河集団施設地区)
亀腹公衆便所(公衆便所)	愛媛県上浮穴郡久万高原町(面河集団施設地区)

○愛媛県告示第1472号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	内科	旭川荘南愛媛病院	藤井千穂	北宇和郡鬼北町大字永野市1607	平成19年9月1日
肢 体 不 自 由	"	医療法人柏寿会福田医院	福田保	四国中央市下柏町435	平成19年9月1日
"	"	市立宇和島病院	大島清孝	宇和島市御殿町1-1	平成19年9月1日
聴覚・平衡・音声・言語・そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	川上美由紀	東温市志津川	平成19年9月1日

○愛媛県告示第1473号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
武内啓	済生会西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪269-1	栗整形外科病院	四国中央市中之庄町398-1	平成11年3月8日

正 田 大 介	市 立 大 洲 病 院	大洲市西大洲字ヤ斯巴甲570	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町1 - 1	平成18年 4月1日
古 川 浩 次	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	愛 媛 県 立 今 治 病 院	今治市石井町4 - 5 - 5	平成18年 11月1日
小 松 次 郎	愛 媛 県 立 今 治 病 院	今治市石井町4 - 5 - 5	美 須 賀 病 院	今治市黄金町3 - 4 - 8	平成19年 8月1日

○愛媛県告示第1474号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
聴覚・平衡・音声・言語・そし やく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	能 田 淳 平	東温市志津川	平成 19年8月27日

○愛媛県告示第1475号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
いちご薬局	八幡浜市1455 - 23	株式会社一期一会医療介護		平成19年 9月1日
ハッピー薬局松前店	伊予郡松前町筒井400 - 1	株式会社ハッピーファーマシー		平成19年 9月1日

○愛媛県告示第1476号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の届出があった。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	辞退年月日
葦陽生名薬局	平成19年6月30日

○愛媛県告示第1477号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
ピコア21三津	松山市三津三丁目5番40号	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社コーノ、株式会社丸三書店、株式会社つるや、株式会社ジャパンシューズえひめ、堤製パン株式会社、有限会社藤岡時計店、日本マクドナルド株式会社、株式会社ダイナマイトコーポレーション、ペットショップZOO	大黒天物産株式会社、株式会社丸三書店、株式会社つるや、株式会社ジャパンシューズえひめ、堤製パン株式会社、有限会社藤岡時計店、日本マクドナルド株式会社、株式会社ダイナマイトコーポレーション、ペットショップZOO	平成19年 7月19日	平成19年 7月20日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1478号

西条市橋土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・向原下池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・向原下池地区）計画書の写し

(2) 西条市橋土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成19年9月18日から10月17日まで

3 縦覧場所

西条市役所

○愛媛県告示第1479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、宇和島市三間町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用道路整備事業・三間地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成19年9月18日から10月17日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所三間支所

○愛媛県告示第1480号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・元宗地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・元宗地区）計画書の写し

(2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成19年9月18日から10月17日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所三間支所

○愛媛県告示第1481号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・音地地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・音地地区）計画書の写し

(2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成19年9月18日から10月17日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所三間支所

○愛媛県告示第1482号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・白井谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・白井谷地区）計画書の写し

(2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成19年9月18日から10月17日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所吉田支所

○愛媛県告示第1483号

鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・父野川中地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・父野川中地区）計画書の写し
- (2) 鬼北町営土地改良事業費分担金徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成19年9月18日から10月17日まで

3 縦覧場所

鬼北町役場日吉支所

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・新田地区）計画書の写し
- (2) 鬼北町営土地改良事業費分担金徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成19年9月18日から10月17日まで

3 縦覧場所

鬼北町役場本庁

○愛媛県告示第1485号

鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・生田地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・生田地区）計画書の写し
- (2) 鬼北町営土地改良事業費分担金徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成19年9月18日から10月17日まで

3 縦覧場所

鬼北町役場本庁

○愛媛県告示第1484号

鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・新田地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	北条玉川線	今治市玉川町龍岡下丁184番2地先から 同町龍岡下甲223番1地先まで	旧	メートル 3.8~13.0 12.0~33.0	キロメートル 0.610 0.659	
			新	12.0~33.0	0.659	

○愛媛県告示第1487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	317号	今治市玉川町龍岡上甲485番3から 同町龍岡上甲330番2地先まで	旧	メートル 7.0~18.0 13.0~30.0	キロメートル 0.441 0.454	
			新	13.0~30.0	0.454	

○愛媛県告示第1488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町菅田字下畑乙740番1から 同町菅田字手水川乙496番10まで	旧	メートル 5.4~12.2	キロメートル 0.360	
			新	11.2~26.3	0.360	

○愛媛県告示第1489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町菅田字宮ノ下乙726番11から 同町菅田字手水川乙496番10まで	平成19年9月14日

○愛媛県告示第1490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡内子町南山864番3から 同町南山822番2まで	旧	メートル 4.0~13.0	キロメートル 0.373	
			新	4.8~132.0	0.373	

○愛媛県告示第1491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町菅田字宮ノ下乙726番11	平成19年9月14日

○愛媛県告示第1492号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	久万中山線	喜多郡内子町白杵1095番から 同町白杵122番2まで	旧	メートル 5.0~18.0	キロメートル 0.181	
			新	12.0~57.6	0.181	

○愛媛県告示第1493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	喜多郡内子町白杵1095番から 同町白杵122番2まで	平成19年9月14日

○愛媛県告示第1494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町平井字マトケ澁峠451番39から 同字451番40まで	旧	メートル 19.3~21.3	キロメートル 0.020	
			新	42.2~45.2	0.020	

○愛媛県告示第1495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町平井字マトケ澁峠451番39から 同字451番40まで	平成19年9月14日

○愛媛県告示第1496号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
19松局建（開）第27号 平成19年9月3日	伊予郡松前町大字神崎字横田646番3及び647番3	松山市古三津六丁目5番21号 サンハイツ宮前107号 西岡大成
19松局建（開）第28号 平成19年9月4日	東温市田窪字大坪1045番3	松山市南江戸二丁目3番36号 メゾンハイツ西山501号 小山浩二

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者について

平成19年8月21日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成19年9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

一般

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
3	17	21	32
42	44	54	63
64	66	67	70
78	81		

農業用品目

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
11	13	32	36
65	67	68	94
100	106	113	123
124	126	128	133
137	139	142	152
153	162	163	165
169	177	179	184
187	190	195	200
201	208	210	212
217	221	222	223
225	227	228	230
233	242	250	260
263			

特定品目

受験番号	受験番号
2	10

監 査 公 表

○公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年9月14日

愛媛県監査委員 壺 内 紘 光
同 白 石 友 一
同 岡 田 志 朗
同 田 中 多 佳 子

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
八幡浜地方局総務県民部	平成18年8月31日
八幡浜地方局健康福祉環境部	"
八幡浜地方局建設部	平成18年9月1日
八幡浜地方局大洲土木事務所	平成18年8月31日

（監査の結果）

1 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	63,860,258	141,261,894	205,122,152	
16年度	67,215,397	159,805,822	227,021,219	
差引増減	3,355,139	18,543,928	21,899,067	

（八幡浜地方局総務県民部）

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減により一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	1,204,436	2,614,641	3,819,077	
16年度	1,021,535	2,008,747	3,030,282	
差引増減	182,901	605,894	788,795	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	93,326	1,624,944	1,718,270	
16年度	24,498	1,600,446	1,624,944	
差引増減	68,828	24,498	93,326	

（八幡浜地方局健康福祉環境部）

3 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減により一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	268,300	1,332,733	1,601,033	

16年度	253,500	1,316,433	1,569,933
差引増減	14,800	16,300	31,100

(八幡浜地方局建設部)

4 延滞利息(工事請負契約に伴うもの。)については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備考
13年度	1,019,650	
計	1,019,650	

(八幡浜地方局大洲土木事務所)

(措置の内容)

1 八幡浜地方局総務県民部

滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、12月の年末滞納クリーンアップ月間の設定、夜間・休日の滞納整理、差押の早期着手と取立ての促進、色付封筒(イエローカード、レッドカード)による催告などを実施し、滞納整理に努力した結果、平成18年度に繰り越した未収金 205,122,152円が平成19年3月31日現在で137,184,471円に減少した。

平成18年度課税分については、自動車税納期前納付キャンペーン(街頭啓発活動、出張収納窓口の開設等)や、口座振替の推進、納税貯蓄組合の育成指導、広報等による啓発などにより納期前自主納税の促進に努めた結果、出納閉鎖時の未収金は63,764,534円となっており、前年度に比べて95,724円減少した。

今後も、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越額の縮減に努めたい。

2 八幡浜地方局健康福祉環境部

母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、資金の貸付申請時に借主に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても制度の説明と償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始前には借主に対し、口座振替を勧めるなど納期限内納付を促すよう改めて通知し、期限内の収入確保に努めた。

また、償還が滞った場合には、借主に対し督促状の送付、電話や訪問による督促を行うとともに、連帯保証人に対しては、当面の措置として、借主に対する返済の働きかけをさせるとともに、可能な範囲での支援を要請し、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越額 5,537,347円は、平成19年3月31日現在で1,198,990円の償還、償還率21.7%(対前年+12.5ポイント)となり、滞納者26名中9名が償還済みとなったほか、15名からは一部納入を得ることができた。

しかしながら、借主の不安定な雇用状況等により、生活に困窮した者、多重債務となった者など償還困難者が多く、平成18年度出納閉鎖時の償還未済額は5,508,599円(現年度分1,170,242円、滞納繰越分4,338,357円)となった。

この貸付金償還金が、本特別会計における貸付金の財源となることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により、期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努めたい。

3 八幡浜地方局建設部

県営住宅貸付料の滞納者については、督促状の送付、電話、個別訪問等により、収入確保に努めた結果、過年度分68,300円の納入があった。

また、過年度分滞納者で行方不明であった1名について、平成18年12月に債権の消滅時効が完成したため、388,433円(15ヶ月分)の不納欠損処分を行った。

なお、平成17年度の長期滞納者1名(14ヶ月滞納)については、私

訟での明渡し命令にもかかわらず不法占有を続けていたが、平成19年1月22日強制執行により退去させた。

18年度については、期限内の収入確保に努めた結果、現年度の未収金額は前年度268,300円に比べ52,300円に減少した。

今後とも、より一層の期限内納入を指導していきたい。

4 八幡浜地方局大洲土木事務所

債務者が転居し行方不明のため、現在行方を調査中である。所在を確認次第、督促等を行うこととしたい。

○公表第33号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年9月14日

愛媛県監査委員	壺内 紘光
同	白石 友一
同	岡田 志朗
同	田中 多佳子

監査対象機関	監査年月日
保健福祉課	平成18年10月31日

(監査の結果)

生活安定資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

(措置の内容)

未収入金の収入確保については、市町に対し、市町担当者が借受人や連帯保証人を訪問し、生活状態等の確認や償還督促を行い、その結果を県に報告するよう、また、行方不明者についても追跡調査を行うよう要請している。

その結果、平成17年度末の未収入金18,491件58,377,820円のうち、平成18年度は261件1,010,860円を回収し、217件1,422,690円を不納欠損処分した。また、平成18年度償還分は12件60,000円全額納入されたので、未収入金は発生せず、平成18年度末の未収入金は18,013件55,944,270円となっている。

今後とも借受人の生活状況に応じた適切な償還指導により、債権の整理に努めたい。

○公表第34号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年9月14日

愛媛県監査委員	壺内 紘光
同	白石 友一
同	岡田 志朗
同	田中 多佳子

監査対象機関	監査年月日
医療技術大学	平成19年4月26日

(監査の結果)

授業料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 分	滞納繰越分	計	
18年度	267,900	405,300	673,200	平成18年12月 31日現在（対 前年同月比）
17年度	1,038,000	405,300	1,443,300	
差引増減	770,100	0	770,100	

（措置の内容）

平成18年12月31日時点での収入未済額のうち18年度現年分については、本人への面談及び電話等での催告により、平成19年2月16日全額納入済みとなっている。

滞納繰越分（14年度：1件 120,900円、15年度：2件 284,400円）については、電話及び文書による催告を本人及び保証人に対し行っているが納入に至っていないことから、今後とも引き続き催告を行っていきたい。

なお、平成19年度前期分授業料は、納付猶予（9月30日まで）している1件 267,900円を除き収入済みとなっている。